

令和5年度 原水水質検査結果(No.1濾過機処理前)

採取場所 (羽合浄水場)		No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	No.1濾過機前	
採水日		4月19日	5月22日	6月13日	7月20日	8月22日	9月20日	10月23日	11月21日	12月07日	1月23日	2月21日	3月14日	
前日天候		雨	晴	曇	雨	晴	雨	晴	曇	晴	雨	雨	晴	
当日天候		曇	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	雪	雨	晴	
気温		18	23	26	27	28	26	19	15	10	2	9	12	
水温		18	18	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	0.05	0.04	0.06	0.03	未満	0.03	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.07
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	0.63	0.63	0.53	0.49	0.63	0.65	0.64	0.61	0.60	0.64	0.64	0.67	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和5年度 浄水水質検査結果(No.1濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後	No.1濾過機後		
採水日		4月19日	5月22日	6月13日	7月20日	8月22日	9月20日	10月23日	11月21日	12月07日	1月23日	2月21日	3月14日				
水温		18	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17				
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.40	0.40				
検査項目	水質基準	検査結果															
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。															
2	大腸菌	検出されないこと															
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。															
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。															
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。															
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。															
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。															
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。															
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。															
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。															
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。															
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。															
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。															
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。															
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。															
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。															
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。															
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。															
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。															
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。															
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。															
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること。															
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。															
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。															
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。															
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。															
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること。															
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。															
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。															
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。															
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。															
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。															
37	マンガン及びその化合物	0.006		0.006		0.006	0.005未満	0.005未満	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。															
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。															
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。															
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。															
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。															
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。															
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。															
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。															
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。															
48	味	異常でないこと。															
49	臭気	異常でないこと。															
50	色度	5度以下であること。															
51	濁度	2度以下であること。															

令和5年度 浄水水質検査結果(No.2濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	No.2濾過機後	
採取日		4月19日	5月22日	6月13日	7月20日	8月22日	9月20日	10月23日	11月21日	12月07日	1月23日	2月21日	3月14日		
水温		18	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17		
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.40	0.40		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

令和5年度 浄水水質検査結果(No.3濾過機処理後)

採取場所 (羽合浄水場)		No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後	No.3濾過機後						
採取日		4月19日	5月22日	6月13日	7月20日	8月22日	9月20日	10月23日	11月21日	12月07日	1月23日	2月21日	3月14日								
水温		18	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17								
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.50	0.50	0.40	0.40								
検査項目	水質基準	検査結果																			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。																			
2	大腸菌	検出されないこと																			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。																			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。																			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																			
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。																			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。																			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。																			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。																			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。																			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。																			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。																			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。																			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																			
34	鉄及びその化合物	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満	0.03	未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																			
37	マンガン及びその化合物	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。																			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																			
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。																			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。																			
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。																			
48	味	異常でないこと。																			
49	臭気	異常でないこと。																			
50	色度	5度以下であること。																			
51	濁度	2度以下であること。																			

令和5年度 浄水水質検査結果(はわい長瀬)

採取場所 (はわい長瀬)		新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園	新川公園
採取日		4月19日	5月22日	6月13日	7月20日	8月22日	9月20日	10月23日	11月21日	12月07日	1月23日	2月21日	3月14日		
水温		14	23	23	29	30	28	19	13	11	8	9	9		
残留塩素		0.40	0.40	0.40	0.40	0.30	0.40	0.40	0.40	0.50	0.40	0.40	0.40		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	19	19	20	19	20	19	20	19	19	20	20	19		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7	7.7		
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

令和5年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(羽合浄水場)		第1	第2	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
採取日		5月22日	5月22日		6月13日	4月19日		6月13日	4月19日	4月19日
前日天候		晴	晴		曇	雨		曇	雨	雨
当日天候		曇	曇		晴	曇		晴	曇	曇
気温		23	23		26	22		26	20	19
水温		17	17		18	16		18	16	18
検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)	検査結果								
1	一般細菌 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0		0	0		0	1	0
2	大腸菌 検出されないこと	陰性	陰性		陰性	陰性		陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物 鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物 ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.004		0.002	0.001 未満		0.002	0.003	0.001
8	六価クロム及びその化合物 六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9	亜硝酸態窒素 0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.5	0.2
12	フッ素及びその化合物 フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.11		0.09	0.09		0.09	0.09	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物 ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14	四塩化炭素 0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン 0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン 0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン 0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	トリクロロエチレン 0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン 0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸 0.6mg/l以下であること。									
22	クロロ酢酸 0.02mg/l以下であること。									
23	クロロホルム 0.06mg/l以下であること。									
24	ジクロロ酢酸 0.03mg/l以下であること。									
25	ジブロモクロロメタン 0.1mg/l以下であること。									
26	臭素酸 0.01mg/l以下であること。									
27	総トリハロメタン 0.1mg/l以下であること。									
28	トリクロロ酢酸 0.03mg/l以下であること。									
29	ブロモジクロロメタン 0.03mg/l以下であること。									
30	ブロモホルム 0.09mg/l以下であること。									
31	ホルムアルデヒド 0.08mg/l以下であること。									
32	亜鉛及びその化合物 亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33	アルミニウム及びその化合物 アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物 鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.08		0.04	0.04		0.09	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物 銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36	ナトリウム及びその化合物 ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	28	51		41	52		64	47	39
37	マンガン及びその化合物 マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	1.4	0.048		1.7	0.007		0.81	0.005 未満	0.009
38	塩化物イオン 200mg/l以下であること。	17	21		19	16		19	19	18
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300mg/l以下であること。	65	17		58	55		57	5.3	48
40	蒸発残留物 500mg/l以下であること。	180	200		210	210		260	170	180
41	陰イオン界面活性剤 0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジオオキシベンゼン 0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール 0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤 0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45	フェノール類 フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 3mg/l以下であること。	0.3 未満	0.3 未満		0.3	0.3 未満		0.4	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値 5.8以上8.6以下であること。	7.1	7.6		7.4	7.4		7.4	7.6	7.4
49	色度 5度以下であること。	1 未満	1 未満		1 未満	1 未満		1	1 未満	1 未満
50	臭気 異常でないこと。	異常でない	異常でない		異常でない	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない
51	濁度 2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	嫌気性芽胞菌 検出されないこと	0	0		0	0		0	0	0

